

校訓（四綱領）「質素剛健」「自重自治」

校訓（四綱領）に基づいて学校生活を秩序正しく行なうため、規程や内規などが定めてあるが、生活に関する主なルールは次の通りである。

I 登下校に関して

1 単車、自転車などによる登下校は禁止する。また、原則としてタクシーなどにより登下校しては
いけない。ただし、以下の条件をすべて満たす場合で生徒指導部の許可を得た者は住居から利用
する交通機関の最寄り駅までの自転車の利用を可とする。

- ・ 鉄道の定期券利用者で、住宅から最寄り駅までの直線距離が1 km以上の場合
- ・ 最寄り駅の駐輪場利用および自転車損害賠償保険の証明書が提出できる場合

- 2 正門までの坂道では右側通行を厳守すること。
- 3 本館への出入りは生徒昇降口を使用すること。
- 4 登校後は授業終了まで外出してはいけない。やむを得ず外出しなければならないときは、学級担
任に届け出て許可を受けること。
- 5 下校は5時まで、部活動関係者でも6時15分を限度とする。やむを得ず6時15分以降学校
に居残るときは、残留届を各部活動の部長を経て生徒指導部長に提出し、許可を受けること。その
場合の最終下校時間は6時45分とする。
- 6 欠席・遅刻・早退の場合は、事前に保護者から学校に連絡すること。

II 服装に関して

（男女一般）

- 1 制服は故意に型をかえたりしないこと。
- 2 靴は革短靴または運動靴とする。
- 3 高校生らしい整髪を心がけること。
- 4 冬服着用の際、登下校時においては、防寒着（コート類）の着用を認める。
- 5 学校行事、校外活動（試合や応援など）の際の服装は、制服または指示されたものであること。
- 6 定められた服装ができないときは、学級担任に届け出て許可を受けること。

（男 子）

- 1 上衣を脱いだ時には白カッターシャツを着用していること。

（女 子）

- 1 本校所定のカーディガンを着用してもよい。

① 夏冬共通事項

- a 革靴は黒または茶とする。
- b 運動靴は派手でないものとする。

② 冬服

- 1 男子に関する事項
 - a 左襟に副校章をつける。
 - b 黒の詰襟服、ズボンを着用する。
 - c **防寒着・防寒具**は冬服時のみ着用してよい。**ただし、華美なものは避ける。**
 - d 上着を脱いだときは、白のカッターシャツであること。
- 2 女子に関する事項
 - a 左胸に校章をつける。
 - b 本校指定のセーラー服を着用する。
 - c **防寒着・防寒具**は冬服時のみ着用してよい。**ただし、華美なものは避ける。**

③ 夏服

- 1 男女共通事項
 - a カッターシャツ・セーラー服の下に派手なTシャツを着ない。
- 2 男子に関する事項
 - a 白の半袖・長袖のカッターシャツまたは開襟シャツ、黒ズボンを着用する。
 - b 左襟または左胸に副校章をつける。
- 3 女子に関する事項
 - a 左胸に校章をつける。
 - b 本校指定の白の半袖・長袖のセーラー服、紺のスカートを着用する。

III その他

- 1 学習や部活動に必要なでないものは、学校に持って来ないこと。
- 2 放課後教室内に私物を残さないこと。
- 3 次の場合は必ず学級担任または生徒指導部に届け出ること。
 - ア 学校の備品・設備を破損したとき。
 - イ 貴重品の紛失、盗難その他の事故があったとき（貴重品は必ず身につけておくこと）。
- 4 次の場合は生徒指導部の許可を必要とする。
 - ア 校内にポスターやビラなどを掲示、配布するとき。
 - イ 校内で刊行物を発行配布するとき。
 - ウ 校内でアンケートを行ったり、署名を呼びかけるとき。
 - エ 学校規定以外の集会を行なうとき。
- 5 自治会・ホームルーム・部活動などで所定外の教室を使用するときは、その教室の管理責任者の許可を受けること。
- 6 原動機付自転車・自動二輪車・自動車の免許証の取得は禁止する。家庭の事情で取得の必要が生じた場合は、学級担任に申し出ること（免許取得申請の際には学校長の同意書が必要である）。
- 7 アルバイトは原則として禁止する